

## 公文書一部公開決定通知書

愛税第 233 号  
平成22年 1月13日

宮部 龍彦 様

愛荘町長 村西 俊雄



平成21年8月30日付け、及び平成21年10月2日付けで請求のありました公文書の公開については、愛荘町情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することに決定しましたので通知します。

1 公開請求に係る公文書の名称または内容	甲：平成19年度、20年度の同和対策固定資産税減免措置に関する次の文書 ・ 同和対策固定資産税減免対象資格の要件、事務手続きについて記載された書類（要綱、要領、マニュアル等） ・ 減免対象地域 ・ 減免が行われた件数、総額等の統計資料 乙：同和対策固定資産税減免措置に関する一切の文書
2 公文書公開請求書の收受年月日および收受番号	甲：平成21年9月1日 收受番号3号 乙：平成21年10月5日 收受番号4番
3 公文書を公開する日時および場所	平成21年12月17日付け 愛税第221号 公文書公開異議申立容認通知書の別添書類のとおり
4 公文書の公開をしない部分	磁氣的記録
5 公文書の公開をしない理由	世帯識別、名前、住所、減免率等が保存されているが、それぞれ減免理由ごとに生活保護減免、同和対策減免、営農組合減免とコード化されてデータとして保有しており、個人情報保護の観点から非公開とする。
6 5の理由が消滅する期日	年 月 日
7 担当課等	電話番号0749-42-7690 内線1101

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛荘町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注1 指定された公文書の公開の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課等まで連絡してください。

2 来庁して公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

4 6の欄は、請求のあった公文書の一部について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以後に新たに公文書公開請求書を提出してください。